

3 規制緩和（消防法令の特例の適用）について

「民宿等における消防用設備等に係る消防法令上の技術上の基準の特例の適用について」

別添：平成19年1月19日付け消防庁通知

4 農家民宿に必要となる主な消防用設備等について

区分 消防用設備等	旅館業に該当 該当部分のみ		一般住宅扱い
		規制緩和の特例該当	
消火器具	<ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積150㎡以上 地階、無窓階又は3階以上の階で、床面積が50㎡以上 	設置を要しない	設置義務無し
屋内消火栓設備	<ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積700㎡以上 地階、無窓階又は4階以上の階で、床面積が150㎡以上 		
自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積300㎡以上（場合によっては、住宅該当部分にも設置が必要な場合が有り） 避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていないもの 地階、無窓階又は3階以上の階で、床面積が300㎡以上 		
漏電火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> 特定の材料で造られた天井や壁等を有する150㎡以上のもの 契約電力量が50アンペアを超えるもの 		
消防機関へ通報する火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関から著しく離れた場所その他総務省令で定める場所にあるもの 延べ床面積が500㎡以上のもの 		
非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> 収容人員が20人以上のもの 	設置を要しない	設置義務無し
避難器具	<ul style="list-style-type: none"> 2階以上の階又は地階で、収容人員が30人以上のもの 3階以上の階のうち、当該階から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない階で、収容人員が10人以上のもの 		
誘導灯、誘導標識	<ul style="list-style-type: none"> 必要 	設置を要しない	設置義務無し
防災物品の使用	<ul style="list-style-type: none"> 必要（住宅部分に必要な場合も有り） 		使用義務無し
防火管理者の選任	<ul style="list-style-type: none"> 収容人員が30人以上のもの 		選任義務無し

注 ・ 上記以外の要件により、消防設備等が必要となる場合がある。

・ 地域の火災予防条例等により、届け出等が必要となる場合がある。

5 その他

- ・旅館業に該当しない場合においても、住宅用火災警報器の設置（寝室、階段など）は必ず必要。既存住宅については、平成23年5月末まで設置義務が猶予されているが、可能な限り早期に設置することが適当。
- ・消防用設備等については、開業前に管轄する消防本部へ直接相談することが必要。

（参考）消防設備等解説

・消火器具

消火器は、窒息効果及び冷却効果等を利用して火災を初期のうちに抑圧し、被害を最小限に防止することを目的としており、最も手軽に使用し得るもの。また、簡易消火器具としては、水バケツ、乾燥砂等がある。

・屋内消火栓設備

屋内消火栓は、水源、消火栓ポンプ、配管、消火栓ボックス等からなり、火災発生時に消火栓の起動ボタンを押してポンプを起動させ、ボックス内のホースを用いて放水・消火するもの。

・自動火災報知設備

火災の初期段階で生ずる熱、煙又は炎の発生を感知し、その信号を受信機に表示するとともに警報を発するもの。関係者に対し、火災初期における避難誘導、初期消火、消防機関への通報を促すことを目的としている。

・漏電火災警報器

建物の漏洩電流を感知し、警報を発するもの。なお、漏洩電流は、鉄鋼入りの建材等を発熱させ、火災を発生させることがある。

・消防機関へ通報する火災報知設備

火災が発生した場合、手動起動装置を操作することにより消防機関を呼び出し、蓄積音声情報等により通報するとともに、通話を行うことができるもの。

・非常警報設備

火災を発見した際に、手動で操作することにより非常ベル（若しくはサイレン）を鳴動させ、火災を周囲に警報するもの。

・避難器具

火災の際に建物の中にいる人が屋外へ逃げるときに使用するはしご、救助袋等の器具。

・誘導灯、誘導標識

直接屋外に通じる出入口や避難方向を表示するもの。災害時でも最低限の明るさを確保し、安全かつ迅速に誘導することを目的としている。

・防災物品の使用

防災物品とは、一定以上の防災性能を有する製品で、カーテンやじゅうたん等がある。また、当該製品には必ず検定品である旨のマーク（防災ラベル）が付与されている。

・防火管理者の選任

防火管理者とは、建物において防火管理上の権限を有する者で、消防計画の作成、訓練の実施等を行う。講習を受講する必要があるほか、選任した場合には、消防署へ届け出る必要がある。